

神奈川県青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、知事が神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）第43条第1項の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 指導員の推薦

(1) 市町村長又は市町村教育委員会教育長（以下「市町村長等」という。）は、青少年に対し深い理解と愛情を持って健全な育成に努めている人を、指導員として知事に推薦するものとする。

(2) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の委嘱

(1) 知事による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。

(2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

4 指導員の活動

指導員は、条例第43条第2項の規定に基づき、市町村や県と連携して、地域の特性に応じた青少年の健全育成に資する活動を行う。

5 指導員の任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の委嘱の取消し

(1) 任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を取り消すことができる。

ア 市町村長等から交替又は解任の申出があった場合

イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

(2) 指導員の委嘱の取消しに係る様式その他必要な事項は別に定める。

7 協議会

指導員活動の効果的推進及び指導員相互の連携を図るため、神奈川県青少年指導員連絡協議会を置く。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に指導員として委嘱されている者は、この要領の規定にかかわらず指導員とし、その任期の終期は平成24年3月31日とする。